

韓国 優先権主張書類の韓国語翻訳文提出規定廃止 (予定) について

韓国特許庁は、優先権主張書類の韓国語翻訳文の提出規定を廃止する旨、立法予告しました。

これまでは、優先権証明書の韓国語翻訳文の提出は必須でしたが、審査官・審判官が要求した場合にのみ提出することとするように改める予定であることを立法予告しました。

この立法予告によれば、改正令は2005年2月に公布と同時に施行され、施行日移行パリルート及びPCT経由で韓国へ出願されるケースについて適用される予定です。

以上